

# 令和元年分 相続税の申告事績の概要（宮崎県版）

---

令和2年12月  
熊本国税局

## I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

## II 参考計表

- 1 被相続人数の推移
- 2 課税割合の推移
- 3 相続税の課税価格及び税額の推移
- 4 相続財産の金額の推移
- 5 相続財産の金額の構成比の推移

# I 令和元年分における相続税の申告事績の概要

令和元年分における被相続人数（死亡者数）は 13,788 人（前年対比 98.6%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 502 人（同 97.3%）で、その課税価格の総額は 582 億 9,100 万円（同 92.0%）、申告税額の総額は 56 億 6,400 万円（同 95.1%）でした。

## ○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		平成30年分 <sup>(注1)</sup>	令和元年分 <sup>(注1)</sup>	
①	被相続人数（死亡者数） <sup>(注2)</sup>	人 13,981	人 13,788	% 98.6
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 110 人 516	外 104 人 502	外 94.5 % 97.3
③	課税割合 (②/①)	% 3.7	% 3.6	ポイント ▲ 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,210	人 1,161	% 96.0
⑤	課税価格 <sup>(注3)</sup>	百万円 外 6,561 63,391	百万円 外 6,238 58,291	% 外 95.1 92.0
⑥	税額	百万円 5,956	百万円 5,664	% 95.1
⑦	1 被 人 相 当 た り 人	課税価格 <sup>(注3)</sup> (⑤/②) 万円 外 5,965 12,285	万円 外 5,998 11,612	% 外 100.6 94.5
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,154	万円 1,128	% 97.7

(注)1 平成30年分は令和元年10月31日まで、令和元年分は令和2年11月2日(※)までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和元年12月31日に亡くなられた方についての申告期限は令和2年11月2日になる。

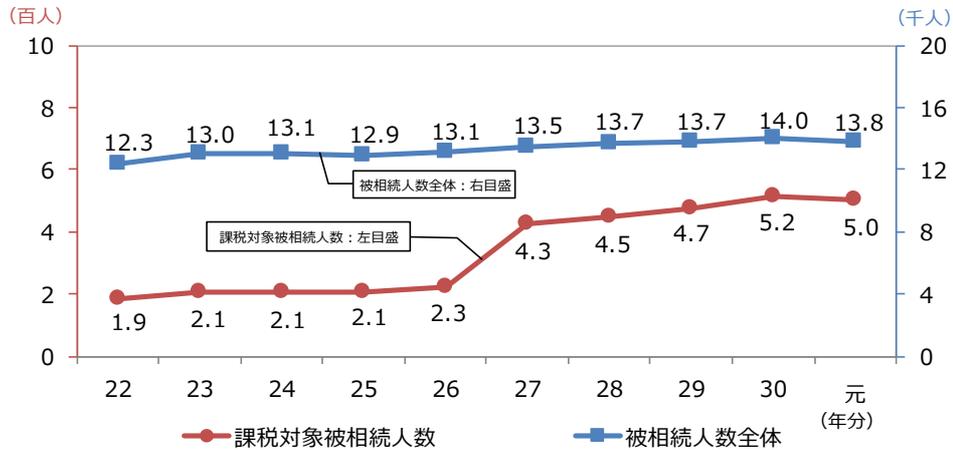
2 「被相続人数(死亡者数)」は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)「人口動態統計」のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

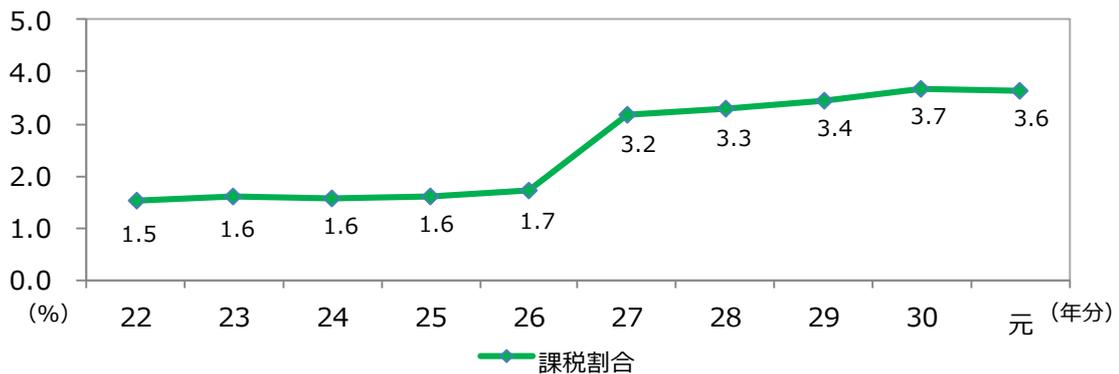
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## II 参考計表

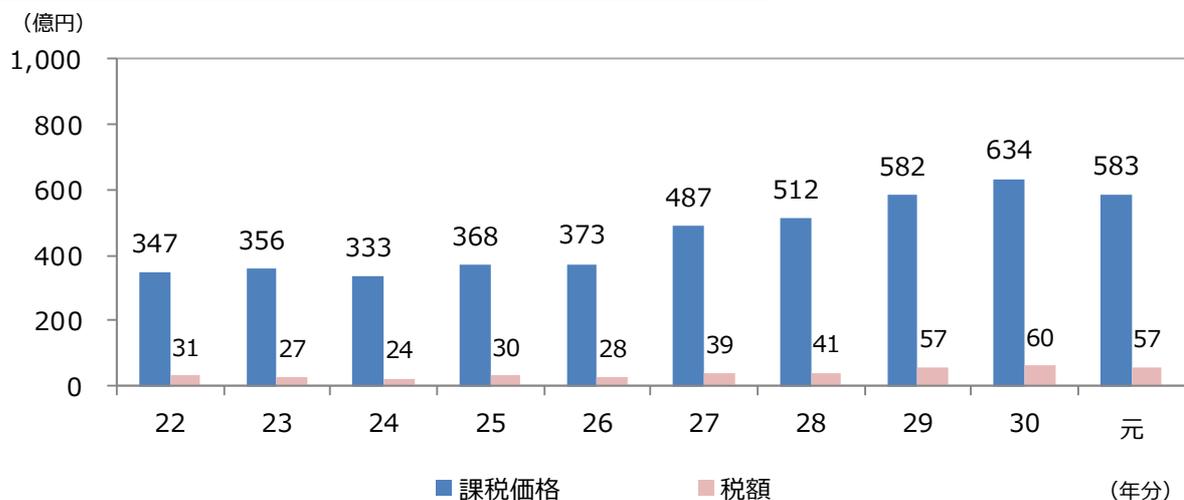
### 1 被相続人数の推移



### 2 課税割合の推移



### 3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づいて作成している。

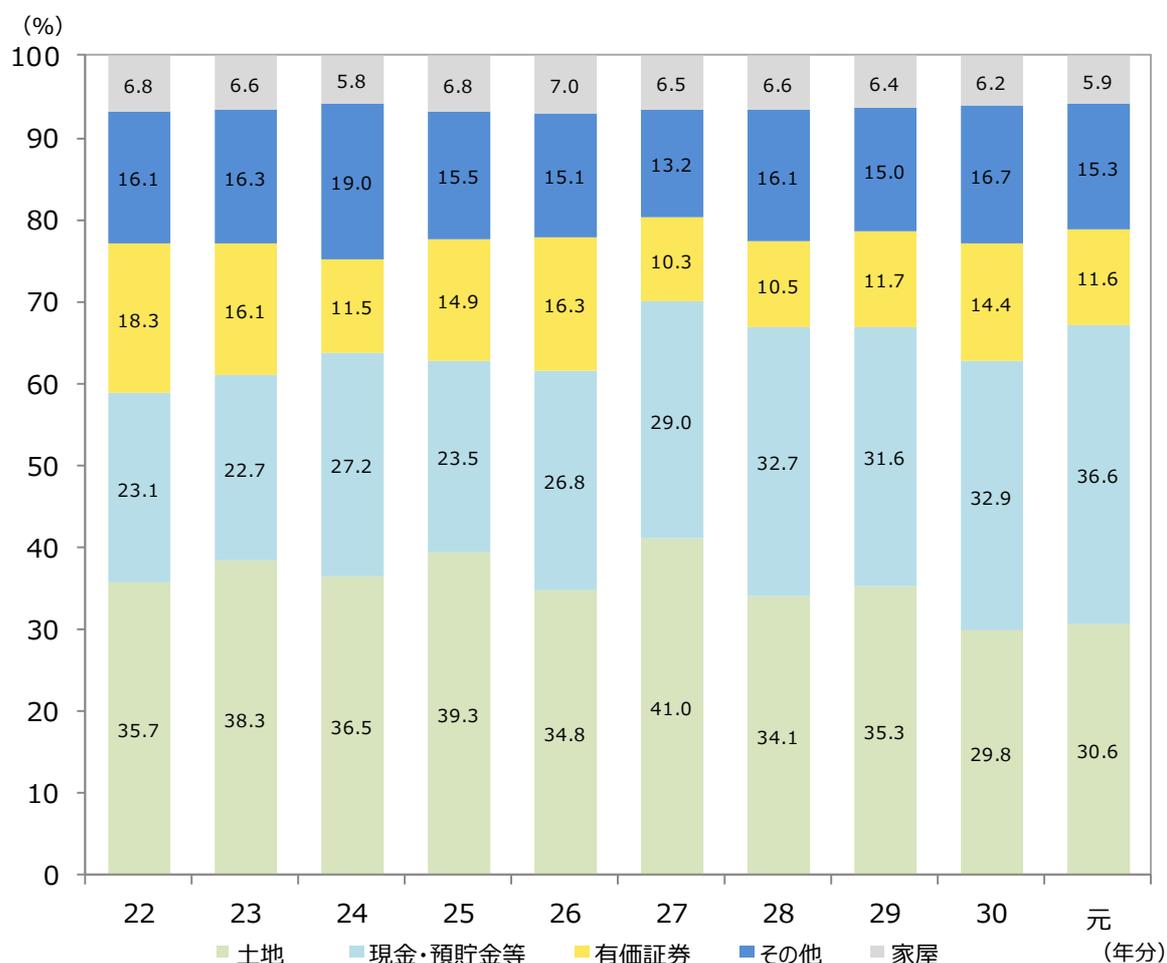
## 4 相続財産の金額の推移

(単位：百万円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成22年	13,427	2,558	6,879	8,691	6,056	37,611
23	14,292	2,463	6,004	8,489	6,079	37,327
24	12,546	2,000	3,956	9,365	6,534	34,401
25	15,458	2,690	5,859	9,249	6,087	39,343
26	13,588	2,727	6,381	10,472	5,910	39,078
27	21,118	3,323	5,291	14,929	6,837	51,498
28	18,168	3,505	5,607	17,403	8,616	53,299
29	20,984	3,796	6,924	18,760	8,910	59,374
30	19,454	4,082	9,383	21,468	10,955	65,341
令和元年	18,525	3,599	7,001	22,175	9,302	60,602

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

## 5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。